

第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画策定業務委託仕様書

1. 業務の名称

福29委第101号 第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画策定業務（以下「本業務」という）

2. 業務の目的

本業務は障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法及び障害者差別解消法等の関係する法律に基づき、本町における障害者の状況等を的確に把握し、本町が取り組むべき課題や障害者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める「松島町第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画」として策定することを目的とする。

3. 業務の履行期間

契約締結日の翌日から平成30年3月30日まで

4. 提出書類

受託者は本業務に着手する前に次に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- 1) 業務委託契約書
- 2) 課税事業者・免税事業者届出書
- 3) 着手届及び業務工程表
- 4) 業務責任者・業務担当者等通知書（経歴書添付）
- 5) 契約保証金の納付又は契約保証金免除申請書
- 6) 業務責任者が保有すべき同種業務受託実績を証明する書類
- 7) JISQ27001 (ISMS) もしくは JISQ15001 (Pマーク) の取得を証明する認定証の写し
- 8) その他必要書類

5. 配置技術者

本業務において、専門的な立場で障害者福祉施策について提言出来る業務責任者（1名）、業務担当者（1名）を配置するものとし、本業務の着手前に次の事項を証明する書面（契約書の写し）と合わせて配置技術者届を発注者に提出するものとする。

また、本業務の総括責任者となる業務責任者は、**同種業務の実績を有する者とする。**

1. 同種業務の定義は、以下のとおりとし、いずれも宮城県内の受託実績とする。また受託実績は**同種業務すべて過去3年以内のものとする。**

・同種業務：障がい者計画及び障がい福祉計画策定業務又は地域福祉計画策定業務

2. 本業務中に選任した配置技術者を変更すべき事由が生じた場合には、発注者に速やかに申し出、その許可を得た上で配置技術者変更届を提出するものとする。

6. 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守、情報処理遂行体制

本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、業務責任者または担当技術者に、借用書と引き換えに貸与するものとする。

受託者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人

情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされているとともに、機密保持に関する社内規程を設けていることとし、作業着手前にそれを証明する書類（認定証の写し）等を発注者に提出するものとする。

7. 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者は月 1 回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告その他必要な打合せを行うものとする。

8. 完了検査

受託者は、業務実施成果品を発注者に提出し、発注者による検査を受けるものとする。その結果、成果品について本仕様書及び打合せ協議による発注者の要求を満たさない場合には、速やかに修正等を行うものとする。

9. 納品

受託者は、本業務を確実に遂行し、期間内に成果品を納入する義務を負う。成果品に、受託者の責めに帰すべき瑕疵が認められた場合には、納品完了後であっても、受託者は速やかに訂正しなければならない。このことに要する経費は受託者の負担とする。

10. 秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。

11. 納入場所

本業務の納入場所は松島町町民福祉課とする。

12. 著作権の帰属

本業務で作成された計画書等のデータの著作権については発注者に帰属するものとする。

13. 委託業務の内容

(1) 障害者等の現状の把握調査（基礎データの収集・整理・分析）

障害者の現況、障害福祉サービスの利用状況、障害者を支える地域資源等を把握する。

あわせて 65 歳以上の障害者が利用する施設等の状況や介護保険施設等との連携状況等を把握する。

【主な調査項目】

- ①障害者をめぐる施策動向
- ②人口の動向
- ③障害者（児）の現況動向の把握（障害種別人数の動向）
- ④本町の概要、社会経済的特性や域内福祉資源等の把握
- ⑤訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、サービス利用計画作成等障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の利用実績（障害種別・サービス別）
- ⑥地域移行、就労移行の状況把握
- ⑦データ分析結果からみた現況課題と将来動向のとりまとめ

（２）障害者（児）本人・家族へのアンケート調査の検証

平成 28 年度に実施した障害者及びその家族等の生活課題や障害者施策・サービスに対する計画対象者の評価やニーズ等の実態把握調査結果の検証・分析を行う。

受託者は発注者の指示に応じて、必要な再集計を行うとともに、指示された検証、分析を行うこと。分析結果は計画への反映、計画策定業務への活用を行うこと。

（３）関係団体等ヒアリング調査の実施

障害者団体（その家族介護者等を含む）、関連ボランティア組織、関連福祉施設、企業等に対して、障害のある人が地域で自立し、普通に暮らせるまちづくりを推進するための課題、及びそのために必要とされる関係者の役割分担（協働体制）について把握する。また 65 歳以上の障害者へのサービス提供における介護保険サービスとの連携体制や課題等については把握する。実施方法及び実施時期は発注者と協議のうえ決定する。

（４）現行施策の検証及び実施状況の把握

現行計画における関連分野の施策執行状況や今後の課題・施策方針等を把握するため、関係各課に対し「関連施策評価調査シート」の作成を依頼し、その結果をもとに必要に応じて聞き取り調査を実施する。

「関連施策評価調査シート」の作成にあたっては受託者からシート案を提案し、発注者と十分協議のうえ、内容を決定すること。

（５）基礎調査結果のとりまとめ・現状問題点と計画課題の検討

上記（１）～（４）の基礎調査結果を総合的に勘案し、障害者（児）本人・家族からのサービスのニーズの把握と、福祉施策やサービスの実施・提供の仕組み及びプロセスを総合的に評価し、現状の問題点と計画課題を記述した「基礎調査・評価結果報告書」を作成し、提出すること。

（６）計画対象者の推計、主要事業の目標量、サービス見込量、費用の見込み等の設定

障害福祉計画については人口、障害者数、サービス事業量等の主要指標について、過去の傾向値や地域ニーズを勘案のうえ、発注者と協議し、年度ごと、サービスごとの見込量の設定を行う。

なお、見込量等の設定においては現在の利用者数を基礎としつつ、障害者のニーズ、近年の利用者の伸び、国・県の整備方針を踏まえながら、必要な見直し・設定作業を行う。

また障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備等については、国の基本指針に基づき、同計画内に障害児サービスの見込み量や提供体制の確保に向けた目標等も盛り込むこととする。

さらに 65 歳以上の障害者においては、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、基本的には介護保険サービスの利用が優先されるなど、サービス見込量等の設定において関連性が大きいことから、介護保険事業計画の策定と緊密に連携し業務を行うこととする。

(7) 計画骨子案の作成、基本理念、重点目標の設定

これまでの調査結果を踏まえて本計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

また新たな計画の基本理念や施策体系を見直しするとともに、目標量達成のための重点的事業を検討し、重点目標の設定を行う。計画骨子案は策定委員会等からの意見等をもとに、計画素案として提出する。

施策の検討にあたっては、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行や連携体制、利用者負担の在り方をはじめ、障害を持つ高齢者等を地域全体で支えるための仕組みについて、国の社会福祉制度の動向を踏まえつつ検討すること。

(8) 計画案としてのとりまとめ、内容調整・確定

計画素案の審議を経て、内容が確定した後、「松島町第 3 期障がい者計画・第 5 期障がい福祉計画」として、関連電子データとあわせ印刷原稿(印刷物、印刷電子データ)を納品するものとする。

(9) パブリックコメントの実施支援

計画案がほぼ確定した段階でホームページ等を活用したパブリックコメントの実施を支援(実施アドバイス、意見への対応策の作成等)し、結果を計画案へ反映する。パブリックコメントの実施時期については、発注者と協議のうえ決定することとする。

(10) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会(3 回開催予定)の運営について、会議資料(原データ)を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(11) 障害者福祉施策に係る先進事例の提供及び福祉事務所の解説書の納品

計画策定に伴う各検討組織及び発注者において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の面積、人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・総事業費・

担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を約 30 件程度、提供すること。

また社会福祉法第 14 条に規定されている福祉事務所について、そこで行われる生活保護、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉等の事務内容についてわかりやすく解説した書を取りまとめ納品すること。記載事項は以下のとおりとする。

記載事項：福祉事務所の概略、生活保護関連について、宿所提供施設について、障害者及び知的障害者の福祉分野について、高齢者福祉と福祉事務所について、母子及び婦人相談員の仕事について、保育及び児童手当等について、児童相談所について、保健センターの仕事について、社会福祉協議会・自治会・民生委員と福祉事務所についてなど。

(12) 法律や制度などの動向に関する情報提供

福祉分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本計画を策定するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。

本業務の期間内において、法律改正や制度変更の情報を月 1 回（制度変更等の情報が多いときは月 2 回）取りまとめ、逐次情報提供すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすく取りまとめ、地域福祉に関する分野及び松島町が把握しておくべき分野を網羅することとする。

(13) 法律改正及び例規改正等の情報提供支援

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）について、法令改正や例規整備に関する情報を提供する。

(14) 改正発達障害者支援法の解説

平成 28 年 8 月に施行された「発達障害者支援法の一部を改正する法律案」の改正の背景、発達障害とは何か、発達障害者への支援の現状、今後の支援の展望などを分かりやすく取りまとめ納品すること。

14. 成果品

- ①基礎調査結果報告書（出力紙 1 部及び電子データ納品）
- ②松島町第 3 期障がい者計画・第 5 期障がい福祉計画（骨子案、素案、原案）
※電子データ納品
- ③松島町第 3 期障がい者計画・第 5 期障がい福祉計画（印刷製本：本編）
（A 4 判、100 頁程度、表紙 4 色、本文 1 色、ダイレクト印刷、100 部）
- ④計画策定委員会に係る会議資料（データ納品）
- ⑤先進事例提供資料（1 部）
- ⑥福祉事務所の仕事内容を解説した資料（5 部）
- ⑦法律や制度などの動向資料（出力紙 1 部、データ納品）
- ⑧「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）に係る法令改正及び例規整備情報提供

⑨改正発達障害者支援法の解説資料 (5部)

⑩その他松島町が必要とする報告資料、関係データ一式

15. その他

当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、発注者と協議の上、本業務内容を変更することができる。また本仕様書内に明示できないものについては、必要に応じ、発注者と協議し、決定することとする。